



FAIR CONSULTING
GROUP

FAIR CONSULTING GROUP

www.faircongrp.tax



Japan Tokyo Osaka Nagoya Fukuoka	India Gurgaon Chennai Bangalore	Germany Munich Düsseldorf
Hong Kong Hong Kong	Indonesia Jakarta	United States New York Los Angeles Dallas
Vietnam Hanoi Ho Chi Minh City	Thailand Bangkok	Israel Tel Aviv
China Shanghai Suzhou Shenzhen Beijing Guangzhou Chengdu	Malaysia Kuala Lumpur	New Zealand Auckland
Singapore Singapore	Taiwan Taipei	Netherlands Amsterdam
	Philippines Manila	
	Mexico León	
	Australia Melbourne	

今さら聞けないローカルファイルの基礎

Fair Consulting Tax Pte. Ltd

本日のアジェンダ



1. ローカルファイルとは？

- 3層構造の移転価格文書化
- ローカルファイルとは？
- ローカルファイルに記載が求められる項目
- ローカルファイル作成義務と提出義務
- ローカルファイル未作成・未提出に係るペナルティ
- 税務申告書付表との関係

2. ローカルファイルの作成手順

- 一般的な作成手順
- Step 1: 情報収集・現状把握
- Step 2: 機能・リスク分析
- Step 3: ベンチマーク分析
- Step 4: 文書作成

3. ローカルファイルのチェックポイント

- ストーリー
- 機能・リスクとキャラクタライゼーション
- 検証損益
- 適正利益水準と実績検証
- 実績検証：役務提供取引と無形資産取引
- 特殊要因分析

4. 税務調査とローカルファイル

- 税務調査で確認されるポイント
- ローカルファイルの役割
- ケーススタディ①
- ケーススタディ②
- 今からできること、すべきこと

5. 移転価格専門家のご紹介

- 移転価格専門家（海外）
- 移転価格専門家（国内）
- 移転価格専門家（国内・アドバイザー）

6. フェアコンサルティンググループのご紹介

- フェアコンサルティンググループ（FCG）概要
- FCGの特徴
- FCGのソリューション
- 税理士法人フェアコンサルティングの強み
- 免責事項

1. ローカルファイルとは？

- 3層構造の移転価格文書化
- ローカルファイルとは？
- ローカルファイルに記載が求められる項目
- ローカルファイル作成義務と提出義務
- ローカルファイル未作成・未提出に係るペナルティ
- 税務申告書付表との関係

3層構造の移転価格文書化

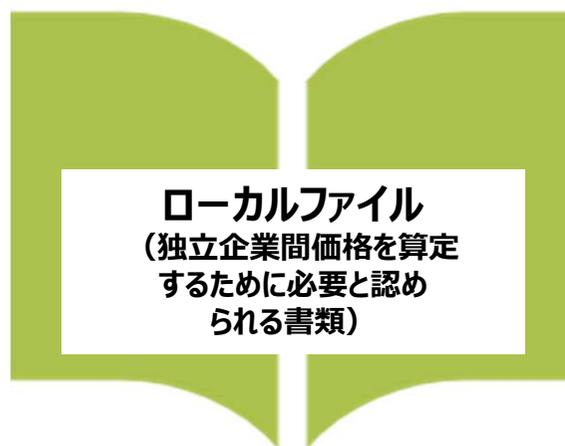


ローカルファイル、マスターファイル、CbCレポートが「移転価格文書」と呼ばれます



グループの事業、組織、無形資産、金融活動、納税状況など、ビジネスの概略的な情報を記載したファイル

一般的に**親会社**が作成し、必要に応じて**海外子会社**が各国税務当局に提出



各種分析を通して対象年度の移転価格の設定が適切になされていたことを会社が証明するファイル

各社が作成し、必要に応じて**各社**が各国税務当局に提出



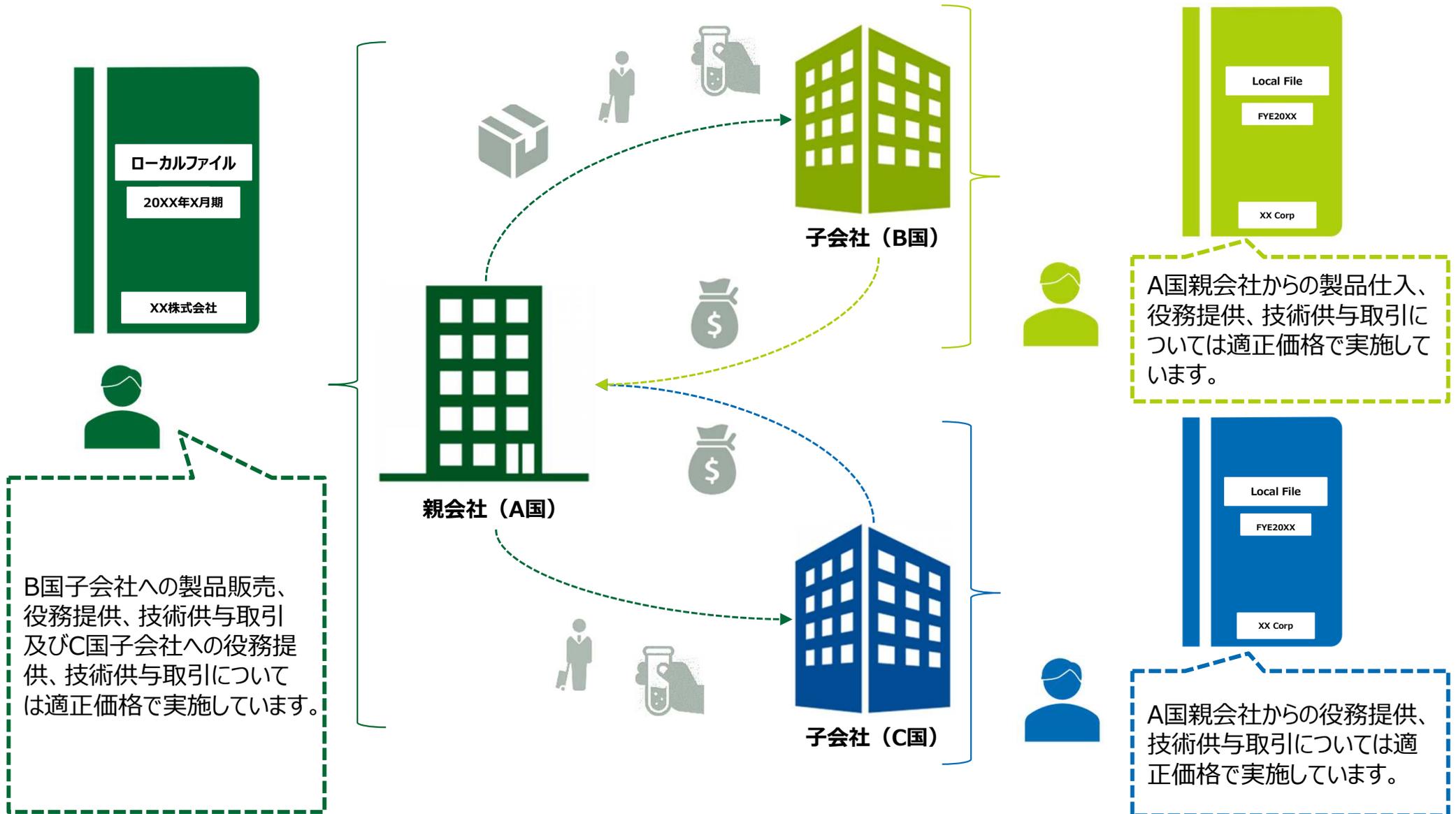
グループの国ごとの財務情報、税額や、各社の主な事業活動をなど記載したファイル

一般的に**親会社**が作成し、**親会社**が所在国の税務当局に提出

ローカルファイルとは？



実施した海外子会社（国外関連者）との取引が適正価格で実施されていることを会社が証明する文書です
＝対象年度の税務申告内容は適切



ローカルファイルに記載が求められる項目



各国基本的には同様ですが、異なる場合がありますので注意が必要です

<OECD移転価格ガイドラインを参考に記載>



<会社関連情報>

- グループ/親会社・海外子会社の情報（所在地国、従業員数、決算月、設立年月日、資本金、（連結）売上 など）
- 沿革
- 組織図
- 事業戦略
- 事業・製品概要
- 事業再編・無形資産譲渡の詳細
- マーケット情報
- 競合他社

どの様なグループ/
会社で、どのような
市場でビジネスを
行っているか



<取引関連情報>

<取引情報>

- グループ間取引の種類、詳細
- グループ間取引額（取引別）
- 取引に関与するグループ会社の特定
- グループ間取引に係る契約書情報

<取引において果たす機能と負うリスク>

- 取引に関与するグループ会社の機能分析

<分析>

- 最も適切な算定方法、指標（移転価格算定方法・利益水準指標）の選定とその理由（検証が複数実施される場合はそれぞれにおける選定理由）、前提条件
- 検証の対象となる会社とその理由
- 差異の調整
- 検証年度が複数年となる場合の理由
- 算定された手法を用いた適切に取引価格が設定されていることの説明、理由
- 財務情報サマリー

<その他>

- 事前確認（APA）や税務ルーリングなどの情報

グループ間取引
と各社の役割、
適正価格・利益
率の証明



<財務情報>

- ローカルファイルにおいて検証の対象となる会社（多くは海外子会社）の財務情報
- 比較検証に用いた損益（セグメント別損益を含む）
- 比較検証に用いた会社（比較対象企業）の損益

海外子会社と
比較した会社
の損益データ

ローカルファイル作成義務と提出義務



多くの国では作成義務ですが、提出義務の国もあります



<作成義務>

- 多くの場合、税務申告期限までの作成が求められている（同時文書化義務）
- 税務申告期限までの作成が求められない場合でも、税務調査において提出が求められた場合はXX日以内に提出とされている国もある
- 作成については、「売上高」や「海外子会社との取引金額」など一定の金額を超えない場合は免除される



- **作成期限**：税務申告期限まで
- **提出期限**：税務調査において提出が求められてから45/60日以内
- **作成免除**：①海外子会社（1社）との間の前事業年度の取引金額（受払合計）が50億円未満、かつ②当該海外子会社との間の前事業年度の無形資産取引金額（受払合計）が3億円未満

注) 日本においては同時文書化義務とならない会社であっても、当局の要請から60日以内に提出する必要があります



<作成・提出義務>

- 多くの国では税務申告期限までの作成（同時文書化）義務を課しているが、少ないものの作成義務に加え提出義務を課している国もある
- 作成義務については、「売上高」や「海外子会社との取引金額」など一定の金額を超えない場合は免除される



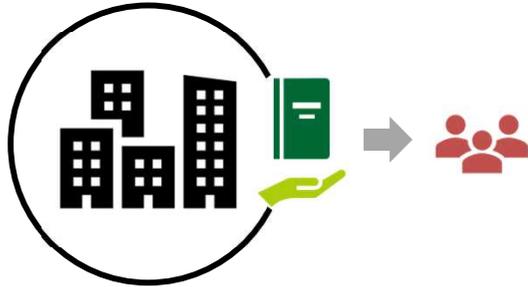
- **作成期限**：税務申告期限まで
- **提出期限**：税務申告期限まで（延長申請可）
- **作成免除**：年間収入1,000億ウォン以下、若しくはグループ間取引の額が年間500億ウォン以下

注) 韓国においても日本同様、同時文書化義務とならない会社であっても当局の要請から60日以内に提出する必要があります

ローカルファイル未作成/未提出に係るペナルティー



ローカルファイルが作成されていない、提出されない場合、ペナルティーが科されることがあります



国ごとにローカルファイル未作成・未提出に係るペナルティーは異なりますが、主なものは以下の通りとなります。

- **罰金：**
金額の上限が定められている場合もあれば、グループ間取引金額の何%、違反項目ごとにいくらというケースもある
- **サーチャージ（加算税）：**
税務調査で追徴課税がなされた場合、サーチャージの減免や免除がなされない
- **推定課税：**
税務当局が適正と考える取引価格や利益水準で追徴課税を実施
- **相互協議：**
税務調査で追徴課税がなされた場合、二重課税排除のための相互協議（自国と相手国税務当局間の協議）の申立を税務当局が拒否する可能性

税務申告書付表との関係



付表で「Yes」、実際は「未作成」や付表で「No」は危険です



(例) マレーシア

Item F8 (Attachment)

INFORMATION ON CONTROLLED TRANSACTIONS

PART A: COMPANY INFORMATION

1.	Are you required to prepare a Transfer Pricing Documentation?	1 = Yes 2 = No
2a.	Manufacturing activities performed	1 = Yes 2 = No (if yes, fill in 2b)
2b.	Characterization of manufacturing activity	1 = Toll manufacturer 2 = Contract manufacturer 3 = Full-fledge manufacturer 4 = Others
3a.	Distribution activities performed	1 = Yes 2 = No (if yes, fill in 3b)
3b.	Characterization of distribution activity	1 = Full-fledge distributor 2 = Commissionaire distributor 3 = Agent distributor 4 = Limited risk distributor 5 = Licensed distributor 6 = Others
4a.	Service activities performed	1 = Yes 2 = No (if yes, fill in 4b)
4b.	Characterization of service activity	1 = Management service provider 2 = IT service provider 3 = Treasury 4 = Others
5a.	Business restructuring during the basis period	1 = Yes 2 = No (if yes, fill in 5b)
5b.	State the nature of business restructuring	<input type="checkbox"/> 1 = Conversion of full-fledge manufacturer into contract/toll manufacturer <input type="checkbox"/> 2 = Conversion of contract/toll manufacturer into full-fledge manufacturer <input type="checkbox"/> 3 = Conversion of full-fledge distributor into limited risk/commissionaire/agent/licensed distributor <input type="checkbox"/> 4 = Conversion of limited risk/commissionaire/agent/licensed distributor into full-fledge distributor <input type="checkbox"/> 5 = Transfer of intellectual property rights to foreign associated person <input type="checkbox"/> 6 = Other
6a.	Performed any research and development activity?	1 = Yes 2 = No (if yes, fill in 6b)
6b.	State the types of R&D activity	<input type="checkbox"/> 1 = Systematic, investigative and experimental study that involves novelty Technical risk carried out in the field of science or technology with the object of acquiring new knowledge <input type="checkbox"/> 3 = Study for the production or improvement of materials, devices, products, produce, or processes <input type="checkbox"/> 4 = Others
7.	Do you own any trade/ brand name/ intellectual property?	1 = Yes 2 = No
8a.	Are you involved in any cash pooling activities?	1 = Yes 2 = No (if yes, fill in 8b below)
8b.	Role in the cash pooling activity	1 = cash pool leader 2 = cash pool member
9.	Has the company declared or paid any dividend?	1 = Yes 2 = No
10a.	Are you a PE as defined under the TP Rules?	1 = Yes 2 = No (if yes, fill in 10b)
10b.	Do you make any interest, royalties and service payments to your head office?	1 = Yes 2 = No (if yes, fill in B17 below)
11.	Are you involved in any Cost Contribution Arrangement (CCA)	1 = Yes 2 = No (if yes, fill in B15 below)

「移転価格文書作成義務はありますか？」

- 1. Yes
- 2. No

Yesを選択し、実際に文書化されている場合

問題なし

Yesを選択したが、実際に文書化されていない場合

問題あり

Noを選択したが、実際は作成義務有

問題あり

2. ローカルファイル 作成手順

- 一般的な作成手順
- Step 1: 情報収集・現状把握
- Step 2: 機能・リスク分析
- Step 3: ベンチマーク分析
- Step 4: 文書作成

一般的な作成手順



一般的には、大きく分けて4つのステップでローカルファイルを作成します

Step 1
情報収集・現状把握

Step 2
機能・リスク分析

Step 3
ベンチマーク分析

Step 4
文書作成

ローカルファイル作成、各種分析に当たって必要な情報の収集、インタビューを実施

ベンチマーク分析実施に当たり、各社が果たす機能、負担するリスクに係る分析を実施

適正利益水準算出のための分析を実施

ローカルファイルを最終化



会社側

資料作成・収集、営業/製造/研究開発部門とのインタビューの設定

-

検証用損益の準備。適正利益水準の確認

文書のレビュー、最終化



コンサル側

資料リスト、インタビューリストの作成、受領資料の確認、インタビューの実施

グループ間取引において各社が果たす機能、負担するリスク、使用する資産を分析

公開データベースを用いて、適正な利益水準を算定し、実績を検証

全ての情報を入れ込み、文書を作成

Step 1 : 情報収集・現状把握



資料依頼やインタビューを通して、文書作成、各種分析に必要な情報を収集します



<会社関連情報>

- 事業について
- 製品概要
- サプライチェーンに係る情報
- 製造工程に係る情報
- 研究開発に係る情報
- 製造ノウハウ・技術に係る情報
(譲渡・購入を含む)
- 組織図
- 事業戦略に係る情報
- 事業再編に係る情報
- マーケット情報
- 競合他社に係る情報



<財務情報>

- 本社の財務情報
- 対象年度の海外子会社及び取引に関与するグループ会社の財務情報
- 過年度、将来年度の海外子会社及び取引に関与するグループ会社の財務情報



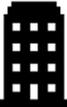
<取引関連情報>

- グループ間取引の種類
- グループ間取引額 (取引明細)
- グループ間取引割合 (vs 第三者)
- グループ間取引における各社の役割
- グループ間取引における価格設定に係る情報 (価格設定ポリシー)
- グループ間取引に係る契約書

Step 2 : 機能・リスク分析

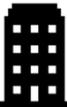


原則、「機能がある」=「リスクを負う」となる必要があります

		
機能	A社	B社
機能①	○	×
機能②	○	×
機能③	×	○
機能④	×	○

機能（例）

- 研究開発
- 販売・マーケティング
- 製造
- 調達
- 在庫管理
- 債権管理

		
リスク	A社	B社
リスク①	○	×
リスク②	○	×
リスク③	×	○
リスク④	×	○

リスク（例）

- 研究開発
- 市場
- 製造
- 在庫
- 信用
- 製品保証
- 為替



資産分析：

- ✓ 製造設備などの有形資産の保有状況
- ✓ 製造技術、ノウハウなどの無形資産の保有状況

Step 3 : ベンチマーク分析



公開データベースから、スクリーニングを通して比較する会社を選定します



データベース
4億社



orbis 上場・非上場企業約4億件を収録した、国際比較可能な高性能データベース

osiris

osiris 世界の上場企業や、主要な非公開または上場廃止企業を収録したデータベース

選定基準

- 国・地域
- Active/inactive
- 事業年度
- US SIC (産業分類) コード
- 独立性指標

スクリーニング対象となる会社を抽出

定量スクリーニング

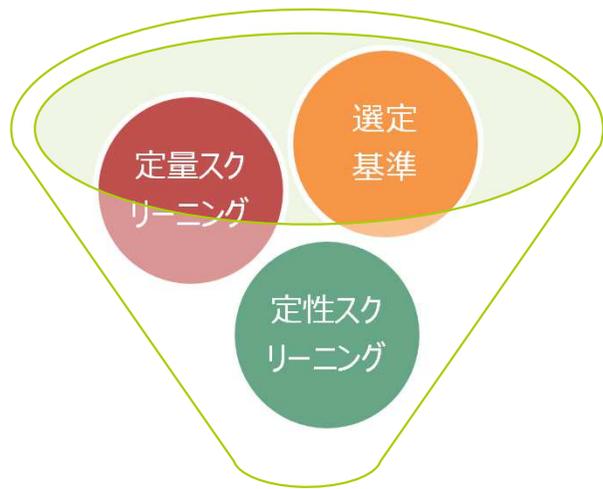
- 財務データの欠落 (例: 3期中2期以上のデータの欠落)
- 営業赤字の計上 (例: 3期中2期 (連続) の営業赤字)
- 研究開発費の計上 (例: 売上高研究開発費率X%未満)
- 売上規模 (例: 売上高が1/10倍-10倍)
- 販管費率 (例: 売上高販管費率がX%未満)
- 資本比率 (例: 固定資産/売上がX%未満)
- 在庫回転日数 (例: Inv/CoGS x 365がXX日未満)
- キーワード (例: XXXというワードを含む/除く)

数値を用いて会社を除外するプロセス

定性スクリーニング

- 製品・サービスが異なる
- ビジネスが異なる
- 機能が異なる
- 情報が不十分 (HPがない/HPはあるが現地語で翻訳ができない)

HPやアニュアルレポート等を用いて会社を除外するプロセス



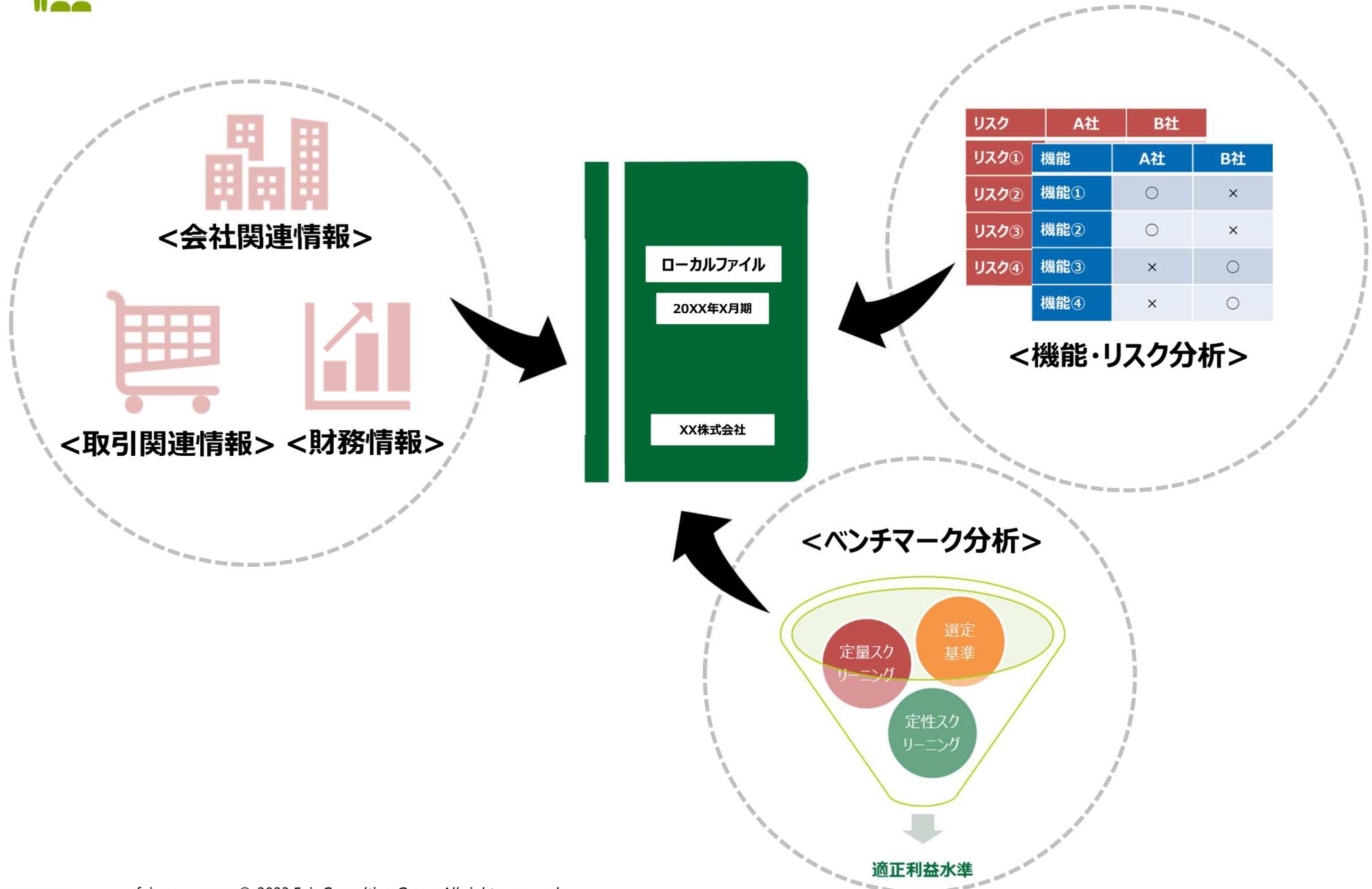
企業

適正利益水準

Step 4 : 文書作成



項目間で矛盾が生じないような、整合の取れたローカルファイルを作成します



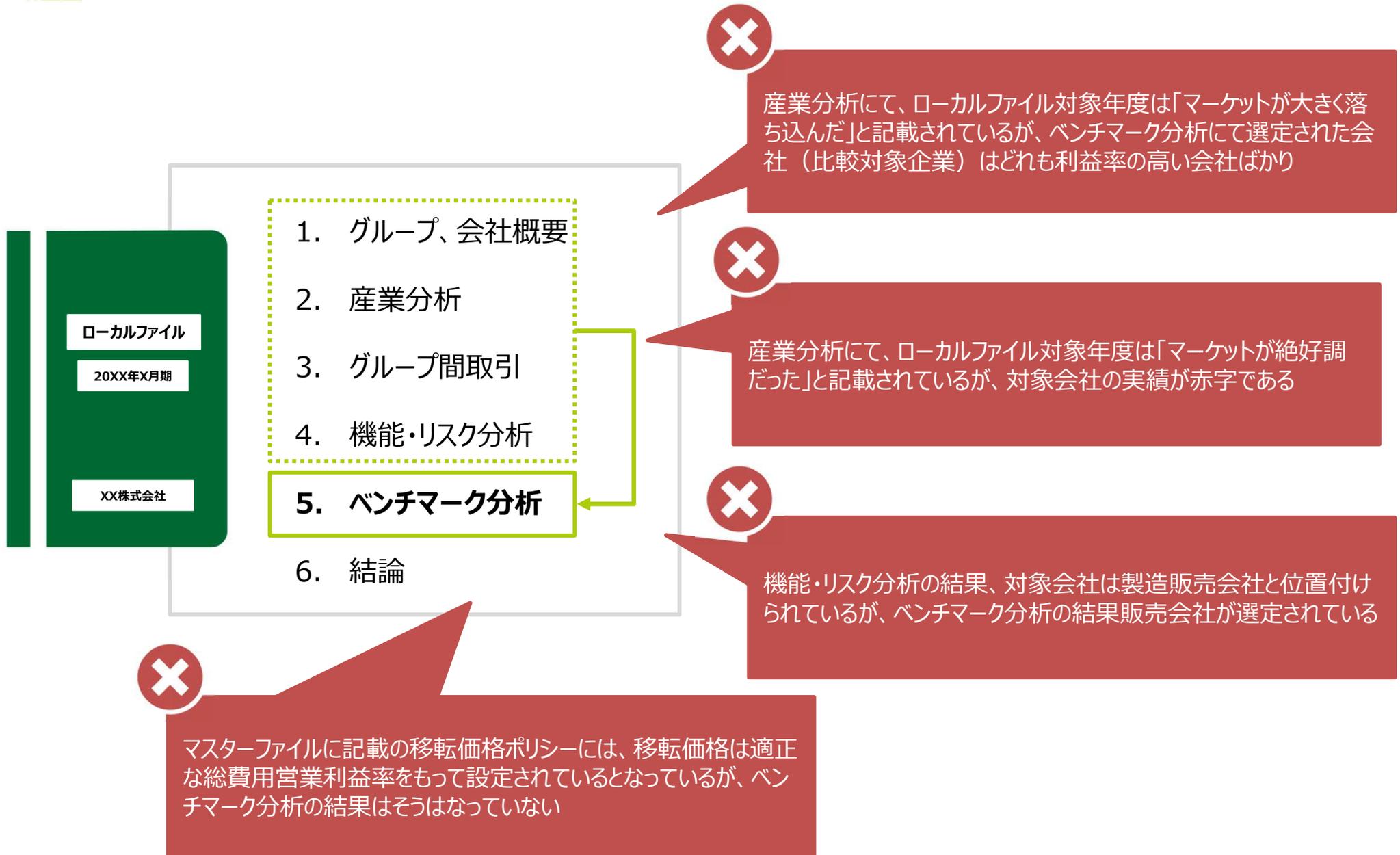
3. ローカルファイル チェックポイント

- ストーリー
- 機能・リスクとキャラクターライゼーション
- 検証損益
- 適正利益水準と実績検証
- 実績検証：役務提供取引と無形資産取引
- 特殊要因分析

ストーリー



文書全体を通して、また、ファイル間で整合が取れている必要があります



機能・リスクとキャラクタライゼーション



キャラクタライゼーションは、機能・リスク分析に基づく移転価格税制上の性格付け/位置付け/役割となります

Toll Manufacturer

受託製造業者。原材料・製品の所有権は取引主体（プリンシパル）に帰属

Contract Manufacturer

受託製造業者。原材料・製品の所有権あり。取引主体（プリンシパル）による全量買い取り

Fully-Fledged Manufacturer

本格的な製造業者。製造業者として重要な機能を果たし、リスクを負う

Commissionaires

製品の仕入・販売を実施しない販売代理店として活動し、取引主体（プリンシパル）から販売手数料を受け取る

Limited Risk Distributor

商品を購入し、顧客に販売する販売会社。製品在庫などは取引主体（プリンシパル）が管理

Fully-Fledged Distributor

本格的な販売会社。販売業者として重要な機能を果たし、リスクを負う



検証損益



会社全体の損益や機能・取引相手別などのセグメント損益を用いて検証を実施します

会社全体の損益（全社損益）を用いる例：

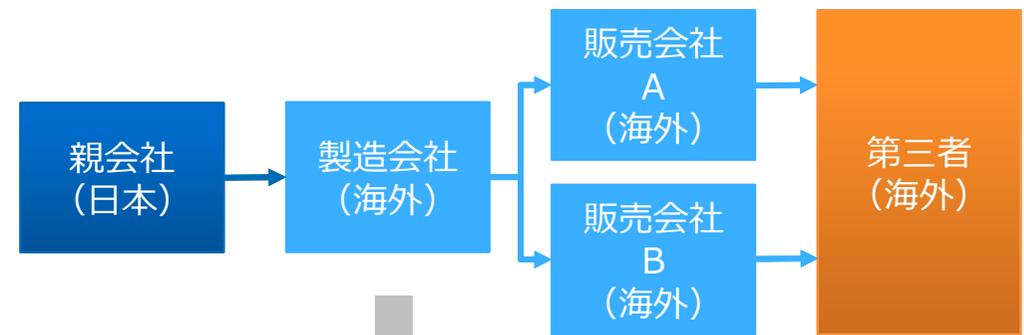
- グループ間取引の相手が1社のみ
- グループ間取引の相手が複数あるが、うち1社との取引割合が大部分を占める
- 複数の機能があるが、1つの取引として扱うことが可能/適切



販売会社の全社損益	
売上	1,000
売上原価	800
売上総利益	200
販管費	150
営業利益	50
<hr/>	
売上高営業利益率	5%

セグメント損益を用いる例：

- グループ間取引の相手が複数
- 製造、販売、サービスなど複数の機能



製造会社の切出損益	A向け	B向け	全社
売上	2,000	3,000	5,000
売上原価	1,500	2,500	4,000
売上総利益	500	500	1,000
販管費	262.5	437.5	700
営業利益	237.5	62.5	300
<hr/>			
売上高営業利益率	11.86%	2.08%	6%

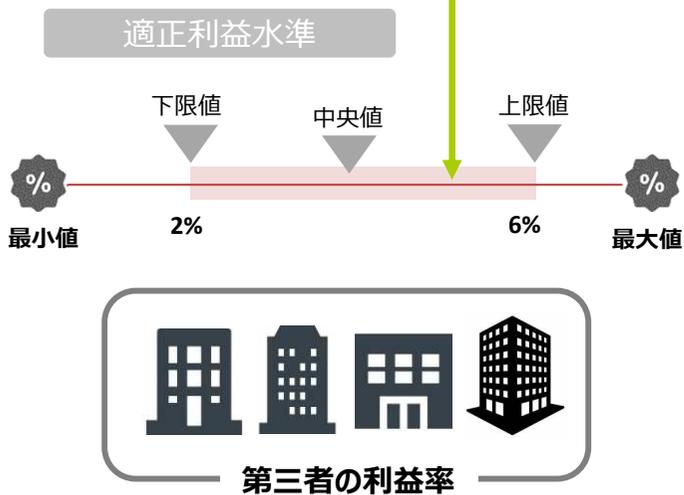
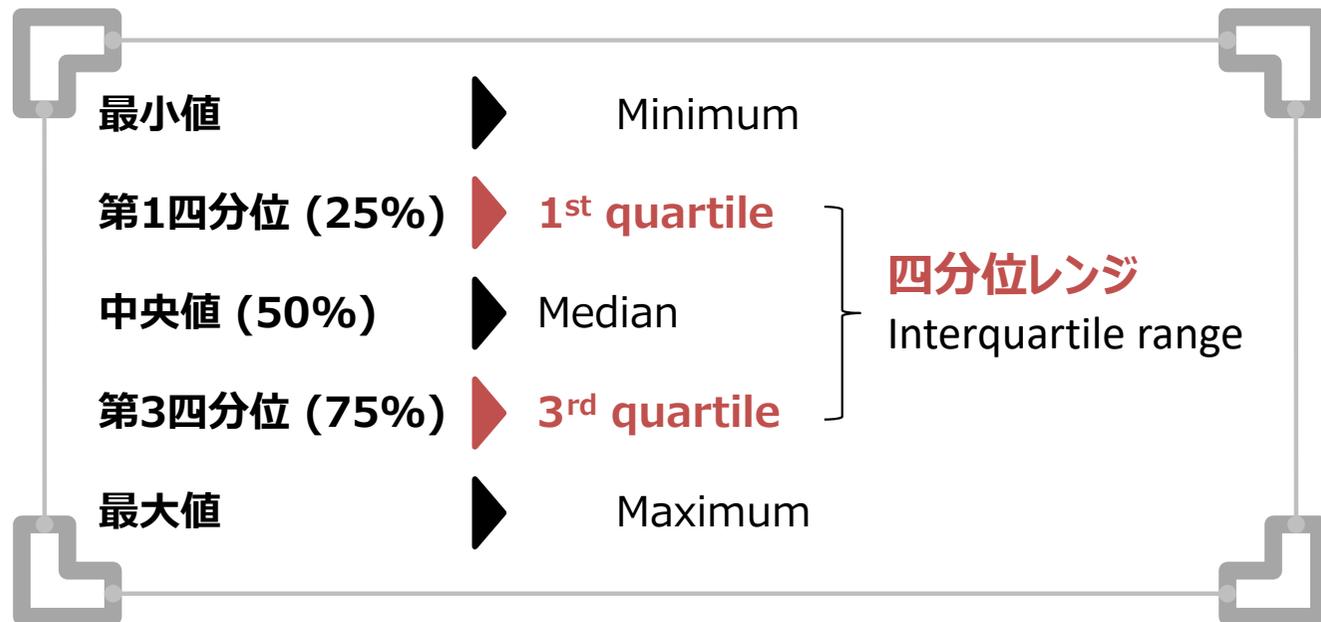
配賦キーがポイント

適正利益水準と実績検証



実績が適正利益水準かの検証が求められます

会社の利益率	
売上	1,000
売上原価	800
売上総利益	200
販管費	150
営業利益	50
<hr/>	
売上高営業利益率	5%



通常、実績値が四分位レンジに収まる場合においては、移転価格税制上適正な利益率であると言える

しかしながら、国によっては四分位レンジを用いた実績検証を実務上認めていないため、注意が必要



- 中央値を上回る必要がある
- 35%～75%レンジ



- 中央値を上回る必要がある



- 中央値を上回る必要がある



- 35%～65%レンジ

実績検証：役務提供取引と無形資産取引

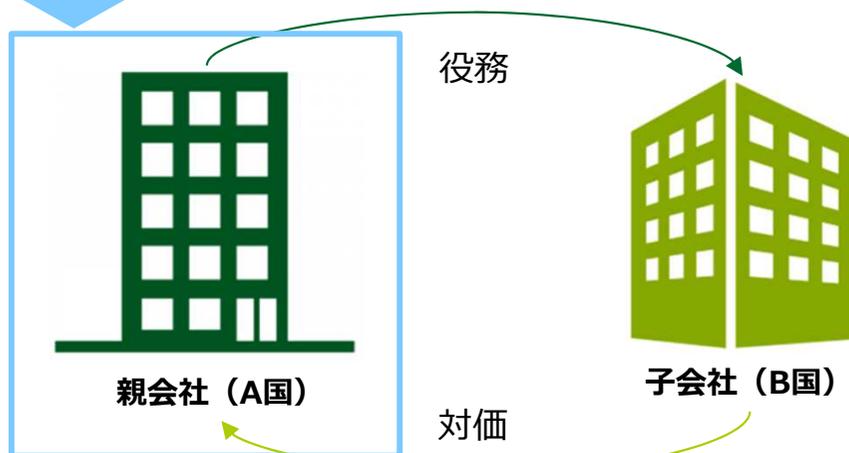


相手側の損益を検証したり、ロイヤルティ料率自体を検証することもあります



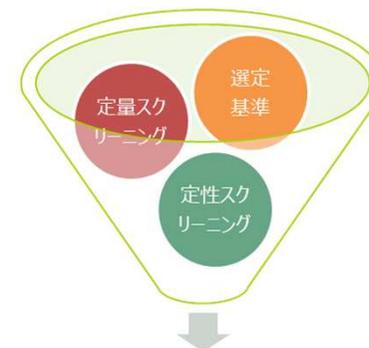
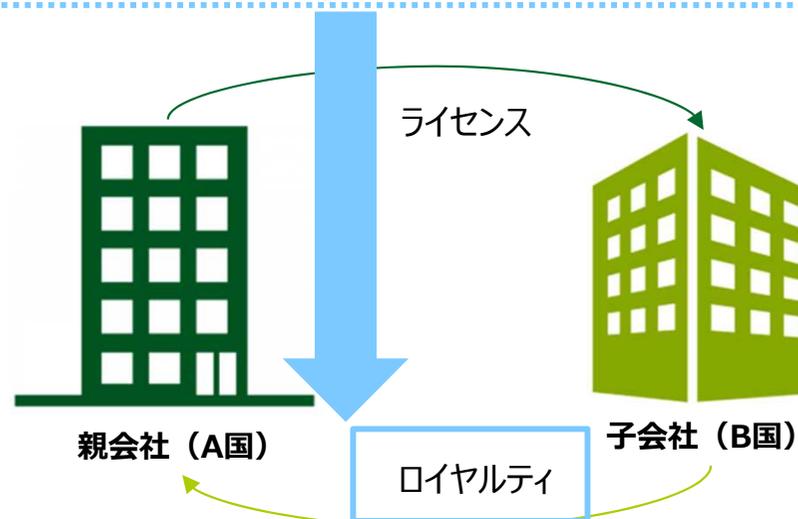
役務提供（役務を提供する側を検証）

役務を提供する側のコスト+利益（マークアップ）が回収されているか



ライセンス（料率の適正性を検証）

適正なロイヤルティ料率が設定されているか

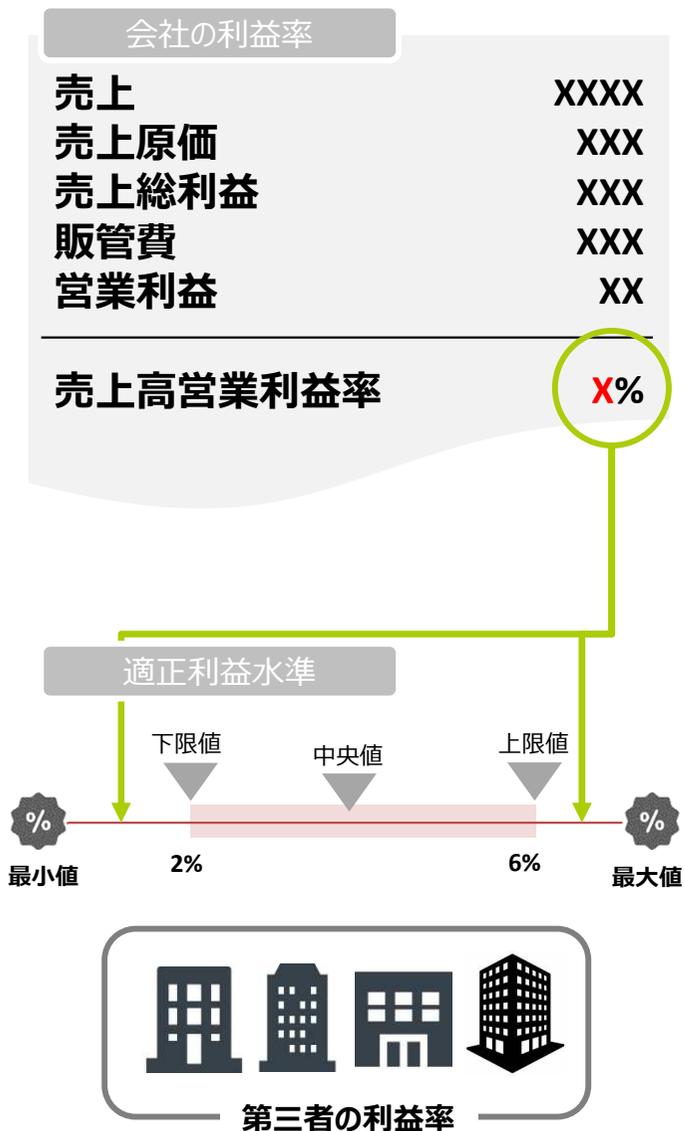


ロイヤルティ料率 (レンジ)

特殊要因分析



実績が適正利益水準とならなかった場合、移転価格に起因しない特殊要因に依るものかの分析を実施します



特殊要因の例：

- ✓ 天災
- ✓ 紛争
- ✓ パンデミック（政府による行動制限・**操業停止指示**）
- ✓ 物流遅延
- ✓ 為替の急変動
- ✓ 物価の急上昇

特殊要因による影響を除外し、調整済の利益率を用いて実績を検証（低利益率/赤字の際の調整が一般的）

稼働日：360日 / 操業停止指示期間：180日
稼働率：50%

固定費：1,000
営業利益率：-5%

固定費：500
営業利益率：5%

◇ 適正利益水準算定に用いた**企業**が特殊要因に依る影響を受けていないことが前提 ◇

- ✓ 所在国では政府による操業停止指示がなかった
- ✓ ほとんどが国内取引であるため、為替の影響を受けていなかった
- ✓ 地震/洪水による影響は限定的で、ほぼ影響を受けなかった

4. 税務調査と ローカルファイル

- 税務調査で確認されるポイント
- ローカルファイルの役割
- ケーススタディ①
- ケーススタディ②
- 今からできること、すべきこと

税務調査で確認されるポイント



税務調査においては、価格設定や機能・リスクに基づく利益配分、赤字・低利益率の要因を確認されます

一般的な税務調査のトリガー



赤字の年度がある（単年度/複数年度）

関連者との取引が多い（仕入/販売の50%以上）

ロイヤルティの支払がある

サービスフィーの支払がある

低税率国に所在の関連者との取引がある

過去の調査で更正処分を受けている

事業再編を実施した

確認事項



✓ 赤字は関連者との取引に起因するものか

✓ 取引価格は適正に設定されているか
✓ 赤字/低利益率の要因となっていないか

✓ ロイヤルティ料率は適正か
✓ 無形資産の貢献が見られるか

✓ サービスフィーは適正か
✓ サービスに有償性はあるか、エビデンスはあるか

✓ 低税率国への所得移転はないか

✓ 価格設定など修正されているか
✓ 同じ内容の更正処分はできないか

✓ 機能・リスクの実態に変更があるか
✓ 所得が減少する再編になっていないか

ローカルファイルの役割



ローカルファイルで説明が可能です

一般的な税務調査のトリガー	確認事項	ローカルファイルの役割
赤字の年度がある (単年度/複数年度)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 赤字は関連者との取引に起因するものか 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特殊要因分析で、赤字や低利益率は関連者との取引に起因するものではないことを説明
関連者との取引が多い (仕入/販売の50%以上)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 取引価格は適正に設定されているか ✓ 赤字/低利益率の要因となっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 適正利益率であることをもって、価格が適正であることを説明 (直接的に価格が適正であることを説明)
ロイヤルティの支払がある	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ロイヤルティ料率は適正か ✓ 無形資産の貢献が見られるか 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 適正利益率であることをもって、料率が適正であることを説明 (もしくは、直接的に料率が適正であることを説明)
サービスフィーの支払がある	<ul style="list-style-type: none"> ✓ サービスフィーは適正か ✓ サービスの有償性、エビデンスはあるか 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 適正利益率であることをもって、対価が適正であることを説明 (直接的に対価が適正であることを説明)
低税率国に所在の関連者との取引がある	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 低税率国への所得移転はないか 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能・リスクに基づいた適切な利益配分となっていることを説明
過去の調査で更正処分を受けている	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 価格設定など修正されているか ✓ 同じ内容の更正処分はできないか 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 過去の更正処分の内容に関わらず、会社が正しいと考える価格設定方法を説明
事業再編を実施した	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能・リスクの実態に変更があるか ✓ 所得が減少する再編になっていないか 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能・リスクに基づいた適切な利益配分となっていることを説明

ケーススタディ①



機能・リスク分析結果から想定される指摘事項を考えてみましょう

4. 機能・リスク分析

機能	P社	S社
研究開発	○	×
営業・マーケティング	○	○
製造	○	○
在庫管理	×	○

リスク	P社	S社
研究開発	○	×
マーケット	×	○
製造	×	○
在庫	×	○

以上より、S社は製造会社として重要な機能を果たしリスクを負うと考えられることから、Fully-Fledged Manufacturerである。

注意点1：P社の関与

P社はS社との関連者間取引において、営業・マーケティング活動や製造活動をS社と同程度実施するとしており、S社の「Fully-Fledged Manufacturer」というキャラクター化と矛盾する可能性がある。

<想定される指摘>

Fully-Fledged Manufacturerではなく、実態は受託製造のようなLimited Risk Manufacturerではないか？赤字であれば、取引主体であるP社が補填すべきではないか？

注意点2：P社の機能・リスク実態

P社はS社との関連者間取引において、営業・マーケティング活動や製造活動をS社と同程度実施するとしているが、関連するリスクを負担していないため、そもそも機能がないと判断される可能性がある。

<想定される指摘>

- P社が営業・マーケティングや製造活動を実施しているのであれば、リスクも負担すべきであるため、赤字であればP社が補填すべきではないか？
- P社が営業・マーケティングや製造活動を実施していないのであれば、S社は一定利益以上の利益を得ることができるのではないか？

ケーススタディ②



ベンチマーク分析結果から想定される指摘事項を考えてみましょう

5. ベンチマーク分析

	20X1	20X2	20X3	3年加重平均
最小値	X.XX%	X.XX%	X.XX%	1.20%
第1四分位	X.XX%	X.XX%	X.XX%	2.50%
中央値	X.XX%	X.XX%	X.XX%	6.85%
第3四分位	X.XX%	X.XX%	X.XX%	8.76%
最大値	X.XX%	X.XX%	X.XX%	12.50%

実績が2.50%～8.76%のレンジに収まる限り、P社がS社と実施する関連者間取引価格は、XX国の移転価格税制の観点から独立企業間価格であると言える。

注意点1：s社の実績の記載

s社の実績が記載されていないため、作成不備とみなされる可能性がある。

<想定される指摘>

s社の実績の記載がない。法律上記載が求められているため、作成不備として扱い、ペナルティーの対象とする。

S社	20X4
売上	50,000
売上原価	35,000
売上総利益	15,000
販管費	14,500
営業利益	500
営業利益率	1.00%

注意点2：s社の実績検証結果

s社の実績（1%）がレンジ（2.5%～8.76%）の下限值である（2.5%）を下回ることから、下限値、若しくは中央値までの調整を求められる可能性がある。

<想定される指摘>

s社の利益率がレンジの下限值を下回り、特殊要因も認められないことから、レンジの中央値である6.85%までの調整に加え、5%のサーチャージを課す。

今からできること、すべきこと



過年度対応と将来年度対応の両方が必要です

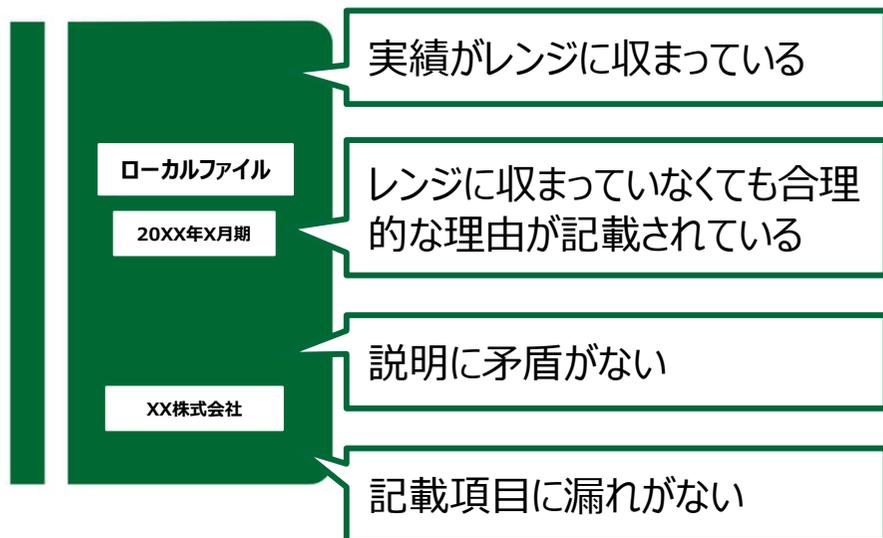


過年度

ローカルファイルの作成

会社の主張が反映された、取引価格が適正に設定されていたことが証明可能な

補足資料の準備



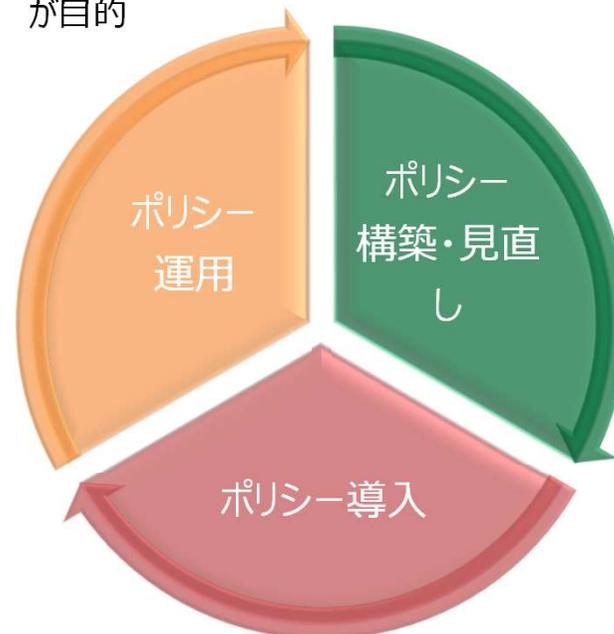
将来年度

ポリシーの構築

- 過年度の実績は変えられない
- 過年度のリスクを将来年度に持ち越さないためにも、どのような価格設定や所得配分にすべきかを検討し、ポリシー（方針）としてまとめることが重要

ポリシーの運用

- ポリシーは導入し運用することで課税リスクを低減させることが目的



免責事項

- 本資料記載内容の著作権はすべてフェアコンサルティンググループに帰属します。フェアコンサルティンググループに無断で転載、複製等を行うことはお控えください。また、セミナー説明内容や見解を、フェアコンサルティンググループの事前の承諾なくWebやSNS等に掲載する等の行為もお控えください。
- 本資料は、関連税法およびその他セミナー実施日において有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。フェアコンサルティンググループは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず専門家のアドバイスを受けて頂きますようよろしくお願い致します。また、本資料および講演中の発言における意見につきましては講演者の私見を含むため、フェアコンサルティンググループの公式見解ではありません。フェアコンサルティンググループの各法人は、本資料に依拠することによりWebinar参加者が被った損失について一切責任を負わないものとします。



www.faircongrp.tax

www.faircongrp.com

※本資料中の文章・画像等の内容の不正複製・複製等をご遠慮ください。

※Please avoid illegal copying / duplication etc. of contents of including documents, images etc. in this material.